

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月15日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21520691

研究課題名（和文） 20世紀日本における農地改革の国際的・総合的研究

研究課題名（英文） International and comprehensive study of the land reform in Japan of the 20th century

研究代表者

森田 貴子（MORITA TAKAKO）

早稲田大学・文学学術院・准教授

研究者番号：40453667

研究成果の概要（和文）：日本における農地改革は、その遂行にあたり、農民に農地改革の方針と方法を正確に伝えることが重要な課題であった。農民に農地改革について直接、伝達する手段の一つとして、ラジオ放送が使用された。ラジオ番組では、日本人・日本の農林省官僚によって農地改革への関心が呼びかけられ、農地改革は日本人の主導のもと実施されているという方針が貫かれた。農地改革啓蒙映画も、改革実施時期においては、すべて日本人によって製作された。農地改革終了後、映画製作の目的は、連合国軍による農地改革の実施とその意義を記録することへ変わった。

研究成果の概要（英文）：It was an important problem to tell a policy and a method of the land reform to farmers. The radio broadcast was used for farmers as one of the means to transmit about the land reform. The Japanese Ministry of Agriculture and Forestry officials called for the land reform in the radio program. The land reform policy that is conducted under the leadership of the Japanese was taken. The land reform enlightenment movie was produced by Japanese. After the land reform, the purpose of film making changed to recording enforcement and meaning of the land reform by the Allied Occupation of Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：日本近現代史

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本史、経済史

1. 研究開始当初の背景

農地改革に関する研究は、経済史、土地法制史の分野から進められてきた。経済史においては、第二次世界大戦後の農地改革実施時期から、「日本資本主義論争」の視点を引き

継ぎ、農地改革の性格規定という問題意識に基づき研究がすすめられ、農地改革の政策決定過程が明らかにされた。また、府県ごとの農地改革による地主小作関係の解体も検討され、研究は個別に具体化されていった。

法制史の分野からは、土地法制に重大な変革をもたらした農地改革法が取り上げられ、法の構造や農地改革委員会の役割が明らかにされた。

従来の農地改革研究においては、農地改革が土地所有のあり方を根底から解体した政策であるが故に、農地改革に対する政策上の評価、意義付けが急がれ、研究視角は、政策決定過程、農村の構造変革、農民運動等に制限されてきた。その結果、研究対象は、第二次農地改革法制定に至る事実経過の詳細な確定にとどまっていた。

(2) 動機

研究代表者は、これまで、近代日本の土地制度と不動産経営の実態に注目し、研究を進めてきた。特に、明治期の土地制度における、①法律・規則による制度的枠組み、②唯一、法の解釈を許されていた裁判所の判断、③地主の制度的枠組みと慣習に対する対応と、不動産経営確立への実態について、一次史料を用いて明らかにしてきた。

この研究において明らかにした点の一つは、明治初期の地主たちの強力な土地所有権の自覚と土地投資活動であった。それ故、研究代表者は、なぜ明治以降の土地所有権を否定する側面を持つ農地改革が可能であったのか、という問題意識を持つに至った。

2. 研究の目的

(1) 目的

日本における農地改革は、日本の農村社会を特徴づけていた地主制を解体し、一方で「民主化」を果たした改革であった。農地改革は、①政府による寄生地主からの土地の買収、政府による小作人への土地の売渡、これらによる自作地の創設。②これらの事業を、小作人、自作農、地主の階層から選出された農地委員会を中心に実施することにあつた。

農地改革を、日本政府のもと、農民たちから構成される農地委員会によって遂行させるためには、農民、特に小作人層に農地改革の意義、方針、方法等を広く正確に伝えることが重要な課題であった。連合国軍は、ラジオ放送、映画、ポスター、ちらし、パンフレット、紙芝居等を利用し、農民に農地改革の意義と実施方法を理解させようとした。

本研究は、第二次世界大戦後の日本の農地改革について、土地所有において変革が世界的に生じた 20 世紀前半を取り上げ、とくに農地改革を主導したアメリカが日本の農村の実態に対しどのような認識と方針を持ち、いかに農地改革を実施したか、を明らかにすることを目的とする。

(2) 課題

第 1 に、連合国軍では、日本の農林水産・

鉱業に関する施策について報告・助言することを任務とし、調査報告を行った。これらの報告書から、日本の農村の実態をどのように認識し、いかに実態と農地改革を対応させようとしたか、明らかにする。

第 2 に、アメリカの外交政策、占領政策における農地改革の位置づけを検討する。

3. 研究の方法

本研究は、農地改革について、連合国軍報告書、日本の農林省報告書等の一次史料を用いて研究を行う。

4. 研究成果

(1) 主な研究成果

① ラジオ放送

日本国民、特に農民に対して、農地改革の意義と方法を直接伝える手段がはじめて協議されたのは、1946(昭和 21)年 9 月 20 日である。農地改革立案者の一人であったハーディー Hardie が山添農林大臣に、国民に農地改革に関する情報を普及するための手段を提案した時期は、9 月 7 日、衆議院本会議で「農地調整法改正」「自作農創設特別措置法」の二法案の審議が始まり、10 月 21 日に「第二次農地改革法案」が成立するという、「第二次農地改革法案」について衆議院で審議の最中であった。

ラジオ資料のための管理運用規定は、①4 つのラジオ番組で放送するために準備されたすべての政策資料は、連合国軍の部局の局長の事前の許可を受けること。定例の資料は、許可を受けないが、部局でのチェックを受けており、興味ある事項は時々非公式に報告されること。②これらの番組は、すべて事前検閲される。しかし、検閲は政策基準というよりも安全であるという観点で助言する、という点が規定されていた。

連合国軍部局の管理のもと、農地改革に関するラジオ放送は、農林省で日本人によって作成され、部局の許可と検閲を受けた。しかし、検閲方針は、部局の政策を強制するというよりも、日本人によって放送資料を作成させ、その安全性の確認にとどまるものであった。ラジオ放送の番組は、農民に直接、農地改革の内容と方法を説明し、理解させることをめざしていた。

② ラジオ放送の実施

1946(昭和 21)年 11 月 2 日付けの JOAK 日本放送協会ラジオ第一放送の放送からは、農民を対象とした番組を通して、直接、農民に農地改革の内容と方法を説明し、理解させることをめざしていた。放送内容は、農地改革の説明であり、連合国軍の活動を宣伝するものではなかった。また、これらの放送は日本人が農民に対して説明するものとなってい

た。

中でも、1946年11月4日に行われた、農林大臣和田博雄の演説放送は、全国の農民へ、農地改革の主な内容について、直接語りかけるものであった。①国による地主からの土地の買い上げ、買い上げた土地の小作人への売却、自作農の確立をすること。政府は事業を2年間という短期間で実施すること。耕地だけでなく、未開墾地も対象とすること。②小作人の立場の強化と改良をあげ、農地改革を、土地の政府買い上げと小作人への売却のみならず、農村社会の民主主義化を含むものであるとして説明した。

和田の放送は、農地改革について、日本の農林大臣がラジオを通して直接農民たちに向かって、農地改革についての理解と協力を呼びかけるものであった。このことは、日本政府によって実施される農地改革というマッカーサーの方針が、法案の国会通過時だけでなく、農地改革の実施においても用いられることを示していた。

また、ハーディーは農地委員の選挙に強い関心を持っていた。1946年11月～12月頃の「ハーディーの提案」と手書きの書込みのある書類からは、ハーディーが農地委員選挙へ農民の関心を促す放送を計画していたことがわかる。ハーディーは、農地委員の選挙が、選挙権を持つ該当者のたった52%で行われたことを知ると、1947年1月16日、農地委員の再選挙を要求するという、農地改革法第15条9項にもとづき、農民の権利を農民たちに十分に知らせる必要性があると、報告した。

農地改革以前から続く村内の地主小作関係から、小作人たちは地主に対する遠慮や諦観をもち、選挙投票へ無関心となりがちであった。連合国軍は、このような村内の関係をふまえて、小作人層に選挙投票への注意と自覚を促した。小作人層の農地委員選挙への不投票は、農地委員会の構成が地主側に有利となり、結果として農地改革の失敗をもたらす可能性があった。さらに、投票への小作人層の参加は、民主化の促進のためにも重要なことであった。

ラジオ番組で放送される内容は、連合国軍部局の検閲を受けていたが、実際にラジオ番組で、農民をはじめとする日本人に呼びかけるのは、日本人であり、日本の農林省官僚であった。農地改革は日本政府によって実施される、という方針が、貫かれていた。

③ 映画の製作

1947(昭和22)年3月、松竹株式会社によって製作された「乙女の祈り Maiden Prayer」の原稿が提示され、農地改革を支持するものとして承認された。

「乙女の祈り」は、日本の映画製作会社によって製作され、監督、原作、脚本、撮影、

俳優、すべて日本人による作品である。主人公は、元地主であり今では小作人である父と長男、寄生地主とその娘の話である。

この映画では、地主と小作人の関係が示されている。小作人の村の習慣に対する諦めと、行動を起こすことを危険だと思う心情。地主は、小作人に対して一方的に土地の取り上げができると考えていること等がうかがわれる。ここでは、地主と小作人の関係は単なる土地の貸借ではなく、身分的關係を成り立たせていることを示している。

1945年12月4日に「農地調整法改正法案」が議会で提出されると、地主の中には小作人から小作地を引き上げ、自作地とし、農地改革の対象地とならないようにする者があらわれた。さらに、1946年10月21日に「第二次農地改革法案」が成立すると、小作地の取上げ、闇価格での売逃げ、闇小作料の設定をする者が増加した。そこで政府は、農地改革を1945年11月23日現在に基づいて実施するとした。

映画は、農地改革が1945年11月23日現在の状況に基づいて行われること、法律を知らないために地主に騙される小作人、農村での小作人への権力が農地委員会でも発揮できると考えている地主の姿があらわされている。映画では、農地委員会が公正、公平な委員会であることが示されている。

この映画は、1945年11月23日現在に基づく農地改革の実施や、農地委員会の公正さなどの点を主張し、農林省や連合国軍が農民に伝えたい事項を十分に含んだ映画であった。その一方で、映画も連合国軍部局の検閲を受けていたが、映画には連合国軍の関与はまったくあらわれておらず、日本人による農地改革の実施の側面のみが示されていた。

④ 農地改革後の宣伝映画

農地改革実施過程の映画では、農民に対して連合国軍の存在は主体的には示されることはなかった。だが、農地改革が終了をむかえる1950年10月、農地改革に関する、映画の脚本が議題に上がり、改訂された映画「この土地は私のものだ」が承認され、ここにおいて、映画作成の目的は、日本国民へ農地改革の実施を知らせること、農地改革の記録を残すことへと変わった。農地改革は、マッカーサーが直接実施を決定した改革であり、連合国軍の指示のもとで実施されたということが、映画によって表明された。農地改革終了後、はじめて、映画は、連合国軍の宣伝映画として、活動の意義を強調するものとなっていった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

森田貴子「農地改革における農民への情報
伝達」『学習院女子大学紀要』第 14 号、2
012 年、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森田 貴子 (MORITA TAKAKO)
早稲田大学・文学学術院・准教授
研究者番号：40453667